

横浜市瀬谷区におけるホームタウン活動等に関する基本協定書

令和8年8月18日

横浜市瀬谷区（以下「甲」という。）、瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会（以下「乙」という。）、株式会社レーヴェ横浜（以下「丙」という。）及び一般社団法人レーヴェパーク（以下「丁」という。）は、相互の連携を強化し、瀬谷区民のレーヴェ横浜への愛着を育み、瀬谷区の魅力をさらに高めるため、次のとおり基本協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲、乙、丙及び丁は、前文に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項を連携して実施するものとする。

- (1) 丙及び丁が所有する人材、コンテンツ及びノウハウ等を活用して瀬谷区及び瀬谷区外で実施するホームタウン活動に関する事項
- (2) 甲、乙、丙及び丁が瀬谷区で実施する地域活性化に資する活動に関する事項
- (3) その他前文に定める目的に資する事項

2 前項を効果的に推進するため、甲、乙、丙及び丁は必要に応じて協議を行うものとする。

（提供及び貸与品の管理）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条第1項の連携事項を実施するにあたって提供及び貸与された資料、商品等を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本協定の目的以外にこれらを使用してはならない。

（有効期間）

第3条 本協定は、甲、乙、丙及び丁のいずれかから協定を解除する旨の申し出のない限り、効力を有するものとする。

（協定の変更または解約）

第4条 甲、乙、丙及び丁は、相手方が本協定の変更又は解約を申し出たときは、協議のうえ、別途書面にて合意することにより、本協定の内容を変更又は解約をすることができる。

（その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲、乙、丙及び丁は、協議のうえ、定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙、丙及び丁がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

甲：横浜市瀬谷区二ツ橋町190

横浜市瀬谷区

瀬谷区長 山岸 秀之

乙：横浜市瀬谷区二ツ橋町190

瀬谷区連合町内会自治会連絡協議会

会長 高岩 敏和

丙：横浜市港北区新横浜1-14-20 光正第2ビル8階

株式会社レーヴェ横浜

代表取締役 松川 弘也

丁：横浜市港北区新横浜1-14-20 光正第2ビル8階

一般社団法人レーヴェパーク

代表理事 奥山 正憲